最上共通様式

新型コロナワクチン予防接種についての説明書
（令和8年度定期接種用）

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症が発症すると、熱や咳など風邪によく似た症状がみられます。軽症のまま治癒する人も多い一方、重症化すると、呼吸困難などの肺炎の症状が悪化し、死に至る場合もあります。

新型コロナウイルスワクチン接種について

本ワクチンの接種はお住まいの市町村が実施する新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチンの B 類疾病の定期予防接種です。本ワクチンの接種は、一部公費負担で行い、接種費用と公費負担分の差額が接種を受けた方の負担となります。

ワクチン接種は、体調の良いときに受けるのが基本です。特に基礎疾患の症状が悪化していたり、全身が衰弱している場合は接種を避けた方がよいと考えられます。該当する方は、かかりつけ医に相談しましょう。

ワクチンの効果と投与方法

流行した株に対応したワクチンを使用し、新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として接種します。ワクチンが対応する製造株は、国において毎年見直されています。

効能・効果	SARS-CoV-2 による感染症の予防
接種回数・方法	初回接種・追加接種を問わず、1 回筋肉内に注射する
接種対象	①65 歳以上の方 ②60 歳以上 65 歳未満の方で心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身近の日常生活が極端に制限される程度の障害を有する方 ③60 歳以上 65 歳未満の方でヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方　※②、③は身体障害者手帳1級程度

- これまで接種した新型コロナワクチンの種類にかかわらず接種が可能です。
- ワクチンの接種を受けても発症等を完全に予防できるわけではありません。接種の有無にかかわらず、適切な感染症対策を行うとともに、常日頃から十分な栄養や休息をとることが大切です。

予防接種を受けることができない人

下記にあてはまる方は、本ワクチンを接種できません。該当すると思われる場合、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 明らかに発熱している人（※1）
- 重い急性疾患にかかっている人
- 予防接種の接種液の成分に対し重度の過敏症（※2）の既往歴のある人
- 上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある人

（※1）明らかな発熱とは通常 37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温に鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。

（※2）アナフィラキシーや全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。

（うらへ続く）

予防接種を受ける前に医師と相談が必要な人

下記にあてはまる方は本ワクチンの接種について、注意が必要です。該当すると思われる場合は、必ず接種前の診察時に医師へ伝えてください。

- 抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある人
- 過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる人
- 心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある人
- 過去に予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状が出た人
- 過去にけいれんを起こしたことがある人
- ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある人

接種を受けた後の注意点

- 一定時間、接種場所で待機が必要な場合があります。医師の指示に従ってください。ワクチン接種後、30 分間は急に副反応がおこることがあります。体調に異変を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。
- 注射した部位は清潔に保つようにし、当日の入浴は問題ありませんが、注射した部位はこすらないようにしてください。また、接種後に体調が悪いときは無理せず、入浴は控えてください。
- 通常の生活は問題ありませんが、当日の激しい運動や過度な飲酒等は控えてください。

副反応について

- 主な副反応は、注射した部分の痛み、頭痛、関節や筋肉の痛み、疲労、寒気、発熱などがあります。こうした症状の大部分は接種後数日以内に回復します。
- 稀に起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。また、接種後に気になる症状がある場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。
- ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後に心筋炎や心膜炎を疑う事例が報告されています。接種後数日以内に胸の痛みや動機、息切れ、むくみ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。
- ごく稀ではあるものの、ワクチン接種後にギラン・バレー症候群が報告されています。接種後、手足の力が入りにくい、しびれ等の症状が現れたら、速やかに医療機関を受診してください。

予防接種健康被害救済制度について

予防接種では健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

新型コロナワクチンの予防接種によって健康被害が生じた場合にも予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。申請に必要となる手続きなどについては、住民票がある市町村にご相談ください。

留意事項について

- 本ワクチン接種は強制ではありません。ワクチンを受ける際には、効果と副反応の双方を理解し、本人の意思のもと、接種をご判断ください。自らの意思で接種を希望する方にのみ接種を行います。
- 新型コロナワクチンとインフルエンザワクチンの同日接種、翌日接種が可能です。接種を希望する場合は、接種医あるいはかかりつけ医に相談してください。